

# みぶし地史

第128号  
2025.12.1  
三次地方史研究会発行

「戦時回覧板」を読む  
— 地域史料から、戦争の歴史を学ぶ —  
(その4) 中畑 和彦

・三次盆地の前方後円墳 31  
四つ巻池南第一号古墳 — 調査報告 — 加藤 光臣  
・「三次藩々札」実物写真について 立畑 春夫

## 「戦時回覧板」を読む

— 地域史料から、戦争の歴史を学ぶ —

(その4)

中畑 和彦

前号では十五年戦争期における塩を初めとする食料や物資の生産・供給などについて史料を通して考えてきました。今回はその続きとして、前号で区分した「第二期 国家総動員法公布から生活必需品統制令公布の時期」から「第三期 太平洋戦争開始前後から終戦後の時期」における食料の供給事情や生産の状況について、新聞記事や地域の史料などをもとに考えてみたいと思います。(尚、扱う時代区分については、前号6ページ掲載の「十五年戦争から終戦後までの経済統制などの動き」に基づいている。)

### 「第二期 国家総動員法公布から生活必需品統制令公布の時期」

国家総動員法が昭和十三(一九三八)年四月に公布されたが、その前年、昭和十二年七月七日の蘆溝橋事

件に始まる日中戦争(北支事変)開始に伴い、広島県では富田県知事が七月十五日、県民に戦争への協力を呼び掛ける「告諭」を発表した。

北支事変勃発し、正に拳皇緊張以て国難打開に邁進すべき秋なり、県民宜しく此の非常時局に処するの方途を誤らず、外は即ち将兵をして後顧の憂なく忠誠を致すに遺憾なからしめんことを期し、内は相互相誠めて挙措を慎重にし、苟くも激越軽佻の言動をなすことなく、各自其の職分に精励し如何なる難局にも克く耐ふるの決意を固め、協心戮力以て皇運の扶翼に寄与せられんことを冀望す①。

これも前に挙げた婦人を戦争へ動員する動きと同様に広島県民への総動員を強いるものであった。

九月には第一次近衛内閣が成立し「国民精神総動員運動」が始まった。それを受け、県の「国民精神運動広島県実行委員会」(市町村においても下部組織)が結成された。有無を言わず戦争に突き進むための組織作りであり、後の「大政翼賛会」に引き継がれた。さらに翌年の四月に公布された「国家総動員法」は、人的・物的資源を国家が統制運用する体制作りを図るものであった。これらの動きの背景には、前に挙げた「農

山漁村経済更生運動」でもふれたように、農家にとっては副業であっても、昭和恐慌以後の養蚕業の不振や繰り返される凶作などによる困窮から農民が救われるためには、戦争に勝つしかないとする世論作りが行われていたと考えられる。それに加えて、明治憲法の下天皇制ファシズムに対し、平和を求め戦争を拒む思想や異論を封じ、徹底的に弾圧を加える目的をもった「治安維持法」(大正十四(一九二五)年四月公布)があった。日々の暮らしの中で、軍部や特別高等警察などによる取締りは嚴重を極め、国民に自由な意見を持つことを許さず、恐怖心を抱かせるものであった。

そんな中、三次地方の米作については、昭和十三年は六月の豪雨による田畑の浸水や溜池の決潰などにより、玄米の減産となった。翌年は、早害による被害が広がり、深刻な状況が続いた。

一方、この年、戦時下における国の「作目転換と食糧増産」の基本的な考え方が明らかにされた。

①昭和十四年六月に内務省警保局保安課が編集した「事変下農村諸情勢」は、日中戦争下の農村に課せられた役割として、「単に食糧の自給を以て満足せず、進んで農産物生産を拡充して輸出増加を図り、以て国際收支の均衡を得せしめんとする役割が」必要であるとしている②。

ところが、戦争が長期化するとともに戦域が東南アジアへ広がり、貿易についてはその相手国も円を決済通貨とする経済圏でのみ可能となる状況におかれた。神戸港の統計(神戸港一五〇年の記録—貿易統計からみる貿易の変遷—)資料によると、大正から昭和初期